

＜事前分析表の記載要領＞

※ 本記載要領は、令和5年度に実施する政策体系の施策目標（実績評価方式で評価を実施するものに限る。）に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 事前分析表は施策目標単位で作成し、様式の各欄には、分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省5」に続く（ ）内には、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期）」（以下「基本計画」という。）の政策体系における、当該施策に該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省5（I-1-1）」

3 「施策目標名（政策体系上の位置付け）」欄には、基本計画の政策体系における、評価対象とした施策目標を記載するとともに、（ ）内に上記2の政策体系番号を記載する。さらに改行して、施策の上位の政策体系（「基本目標」及び「施策大目標」）を記入する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標I-1-1）

基本目標I：安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康作りを推進すること

施策大目標1：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

4 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠内に関連する課室、責任者名を併記する。

【以下5～10については、別紙の「評価書の概要（ロジックモデル部分）のチェックポイント～具体的な改善事例の検証～」に具体例とともに記載しておりますので、そちらもご参照下さい】

5 「施策の概要」欄には、当該施策の概要を記載する。その際、関連する法令や各種計画等があれば記載すること。また、当該施策を評価する際に、予め判明している外部要因がある場合、当該外部要因も本欄に記載する。

6 「施策を取り巻く現状」欄には、制度概要や現行の取組内容のみを記載するのではなく、当該施策を取り巻く現状について様々な角度からデータを使い読み取れる傾向等を記載する。また、単年度の総数を示すだけではなく、複数年度にわたる傾向を示

すとともに、総数の内訳（企業規模別、産業別、違反類型別、相談内容別等）を示すことにより、現状（傾向等）をより正確に示すことが考えられる。

7 「施策実現のための課題」欄には、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに1から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。

8 「各課題に対応した達成目標」欄には、7で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

9 測定指標・達成手段については、達成目標ごとにそれぞれ記載する。

10 「測定指標」欄には、各達成目標の達成度合いを測定するための指標を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す（達成目標ごとではなく、通し番号を付すこと）。

測定指標は各達成目標と因果関係が明らかなものでなければならず、かつ、当該達成目標を過不足なく評価できる指標を設定しなければならない。ただし、1つの達成目標に対して、いたずらに多くの測定指標を設定することは、適切な評価の阻害要因となることから、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とする等して、達成目標に対して適切な指標設定に努めること。一方で、1つの達成目標に対して1つの測定指標のみが設定されている場合には、指標設定が適切でないリスクが高まることが懸念されるため、必要に応じて測定指標の変更・追加等を検討すること。

11 測定指標は達成すべき水準が数値化されているものを記載する。また、原則としてアウトプット指標だけでなくアウトカム指標も設定することとし、最終的なアウトカムの指標化が困難な場合は、中間的なアウトカム指標を設定する等の工夫をすること。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（※2）。

※2 例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄及び「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況を記載するなどの対応を行うことなど。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

12 政策実施主体が厚生労働省以外の場合や外部要因がある場合は、中間的なアウトカム指標やアウトプット指標を設定する等により、適切な評価が実施できるよう工夫すること。

- 13 設定した測定指標が、新経済・財政再生計画改革工程表 2022（令和4年12月22日 経済財政諮問会議決定。以下「新工程表」という。）に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1－1の記載例に倣いその旨を「測定指標」欄に記載する。
- 14 達成目標ごとに、主要な測定指標を少なくとも1つ以上選定し、当該指標に対応する算用数字に「○」を付すこと。主要な指標とは、所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される測定指標のことである。主要な指標は、達成目標ごとに少なくとも1つは設定することとする。（ただしメリハリのある評価とするため、多くなりすぎないように留意する。）
- ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの
- 15 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 16 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 17 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄及び「年度ごとの実績値」欄には、令和元年度から令和5年度）分の目標値及び実績値を記載する。記載時点において、実績値が集計中の場合は「集計中（令和〇年〇月目途公表予定）」と記載する。
- 18 実績値が「%」で示される指標については、算出式及び実数を「測定指標の選定理由」欄に記載する（※3）。
- ※3 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」を測定指標とした場合に、当該理解度の計算方法、分母及び分子の人数を記載する。
- 19 目標値の設定に際しては、安易に「前年度以上」とせず、施策内容や過年度の増減傾向等を踏まえて、具体的な数値を設定する。やむを得ず「前年度以上」と設定する場合には、具体的な数値目標を設定できない理由を「目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄に記載する。
また、直近複数年度の実績値が連續して目標を達成しており、施策を取りまく状況の変化を加味しても、実績値が目標値を上回る又は目標上限値とほぼ同程度であると見込まれる場合には、原則として当該測定指標に代わり、新たな測定指標の設定を検討すること（※4）。新たな測定指標の設定が困難であると判断した場合には、その理由を、「測定指標の選定理由」の欄に記載する。

※4 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」、「行政指導

後のは正割合（年度内）」、「〇〇事業を実施する都道府県数」等を測定指標とする場合、上限値である「100%」や「47 都道府県」に近い実績値が複数年度にわたり続いている場合は、原則として当該指標に代わる新たな測定指標の設定を検討するもの。

20 令和6年夏（7～8月）に実績評価を行うことが予定されている施策目標については、設定した測定指標に関し、評価時点（令和6年夏時点）で過年度実績からの傾向も判断できないおそれがある場合は、当該測定指標の達成状況をどのように判定するかを「測定指標の選定理由」欄に記載すること。

21 各種閣議決定等を含め他の計画等で最終年度の目標値しか設定されていない場合であっても、目標値の設定なくして、実績値の評価は不可能であることから、目標値を可能な限り毎年度設定する（※5）。

※5 他計画等で最終年度及び最終目標値のみ定められている場合には、例えば、基準年度又は直近年度の実績値との差分について、均等割りする又は過去のトレンドを踏まえた方法で按分する等によって、目安となる値を設定するもの。

22 「測定指標の選定理由」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入する。

その際、当該測定指標の数値として使用している調査名、調査周期等について必ず記載すること。

また、「目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する（※6）。設定した指標が、新工程表に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1－1の記載例に倣いその旨記載する。

※6 測定指標及び目標値が、他計画のKPIや目標値となっている場合であっても、そのこと自体が測定指標の選定理由や目標値の設定の根拠とはならないことに留意する。この場合は、他計画等において当該KPIや当該目標値を設定した際の考え方を記載することとする。また、工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、KPIとして設定されている水準以上を目指すことが妥当であると考えられるものについては、直近の実績値を踏まえた目標水準となるよう目標値を設定すること。

23 「（参考指標）」欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取りまく状況の変化を把握するために有益であると思われる指標がある場合に記載する。

24 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。その際、以下の点に留意する。

- ① 内部管理事務に係る共通経費は除く。
- ② 予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記2で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する。
例：「関連：5 - (I-1-2)」
- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段」欄には「一」を記入する。
- ⑥ 新工程表に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨記載する。
- ⑦ 達成手段は開始年度順に記載することとし、令和5年度開始事業についても各達成手段欄の一番下に記載する。

25 「予算額」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額。以下同じ。）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。この際、「令和3年度」及び「令和4年度」の上欄には上記のネットの予算額、下欄には執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

26 「令和5年度予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。この場合の補正予算、繰越し等の範囲については、令和5年度事前分析表の公表時期を踏まえて別途指示する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

27 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「一」を記入するものとする。

28 「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。また、新工程表に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨記載する。

29 「令和5年度行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る令和5年度行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「一」を記入する。

30 「施策の予算額（千円）」欄は、令和5年度行政事業レビューにおける事業以外のものも含め、一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額（※8）を千円単位で記載する。なお、執行額は下欄の「施策の執行額（千円）」に記載する。

31 「政策評価実施予定時期」欄には、第5期基本計画期間（令和4年度から令和8年度）内に実績評価を実施する（実施した）評価時期及び次回の実績評価予定時期が判明している場合は当該予定時期を記載し、判明していない場合は「令和4年度から令和8年度の間に1回以上」と記載する。

32 「施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に関する内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

また、記載する重要施策は原則として令和5年度及び前年度（令和4年度）に公表されたものとする。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

以 上